

競争入札参加者心得

特別区競馬組合
平成26年2月1日施行

(目的)

第1条 特別区競馬組合（以下「組合」という。）が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）その他の取扱いについては、特別区競馬組合契約事務規則（昭和39年特別区競馬組合同規則第3号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(資格確認及び指名の取消)

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合又は該当することとなった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ、判決確定に至るまでの者
 - (5) 前各号のいずれかに該当する者を代表者とする者又は契約の締結若しくは履行に関し、代理人として使用する者
- 2 前項に該当する者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、組合において特別の理由があると認める場合（被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合を含む。）を除くほか、これを取り消す。

第3条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたとき、又はこれに該当する者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したときは、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

- (1) 特別区競馬組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成25年12月31日管理者決定）に定める措置要件に該当するとき。
- (2) 特別区競馬組合契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年3月27日管理者決定）第4条第1項に定める入札参加除外措置要件に該当するとき。
- (3) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは、数量に関して不正の行為をしたとき。
- (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (7) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(入札保証金)

第4条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札前に、見積金額(単価による入札においては、見積金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の3以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納付しないことができる。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 適正な参加資格を有する者で過去2年間に組合若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した者について、その者が契約しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 入札保証金の納付手続等については、その都度指示する。

(入札保証金に代わる担保)

第5条 入札保証金は、次に掲げるものを担保として代用することができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府保証のある債権
- (3) 銀行、商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- (4) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (6) 銀行に対する定期預金債権
- (7) 銀行の支払保証書

(入札等)

第6条 入札参加者は、組合から指示された仕様書、図面その他の契約締結に必要な条件を検討の上、総価をもって入札しなければならない。ただし、組合が別に指示する場合は、この限りでない。

- 2 仕様書、図面等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印(あらかじめ届け出た印鑑に限る。)の上、封筒の封をして、所定の日時、場所及び方法に従い契約担当者に提出しなければならない。
- 4 契約担当者が必要と認めたときは、積算内訳書を提出させることができる。
- 5 代理人をもって入札をしようとする者は、開札前に委任状を提出しなければならない。
- 6 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 7 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者に直接持参し、又は郵送するものとする。ただし、郵送にあっては、入札日の前日までに到達するものに限る。
 - (2) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで、所定の場所に到着しないもの
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの
- (5) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したもの

(入札の取止め等)

第9条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他の請負の競争入札において最低価格の入札をした者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回らず、かつ、予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- 3 前2項の規定により落札者が決定したときは、その旨を落札者に通告する。

(低入札価格調査制度)

第11条 工事又は製造その他の請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査されることとなったときは、落札の決定を保留し、落札者は後日決定する。この場合において、その者は、当該調査に協力するものとする。

(再度入札)

第12条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、第8条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札に参加した者とし、

入札に当たっては、前回の最低入札価格より低価をもって入札することとする。

2 入札の回数は、原則として3回とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじによって落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第14条 落札者は、契約金額(単価による契約においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付しないことができる。

- (1) 落札者が、保険会社との間に組合を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
- (2) 適正な参加資格を有する者で、過去2年間に組合若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した者について、その者が契約しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 契約保証金の納付手続等については、その都度指示する。

(契約保証金に代わる担保)

第15条 第5条の規定は、契約保証金について準用する。

(議会の議決を要する契約)

第16条 議会の議決を要する契約である場合には、特別区競馬組合議会の議決に付すべき事件に関する条例(平成15年特別区競馬組合条例第5号)の定めるところにより、組合議会の議決に付し、可決された後に契約を確定させる。

(補足)

第17条 この心得に定めのない事項については、組合の指示による。